

**東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会**  
**実施段階環境影響評価書案**  
**概要版**  
**(有明テニスの森)**

平成 29 年 4 月

東 京 都



## － 目 次 －

1. 東京 2020 大会の正式名称	1
2. 東京 2020 大会の目的	1
3. 東京 2020 大会の概要	2
4. 環境影響評価書案の概要	3
4.1 有明テニスの森の概要	3
4.2 有明テニスの森の計画の内容	4
4.3 有明テニスの森の計画の策定に至った経過	28
4.4 環境影響評価の項目	29
4.5 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	35



## 1. 東京 2020 大会の正式名称

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

## 2. 東京 2020 大会の目的

### 2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。  
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、  
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、  
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、  
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、  
史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

### 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

**都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、  
新しい東京をつくる**

#### 東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

##### 新しい東京

- ① 誰もが安心して暮らし、希望と活力を持つ東京
- ② 成長を生み続けるサステナブルな東京
- ③ 日本の成長エンジンとして世界の中で輝く東京

セーフ シティ

ダイバーシティ

スマート シティ

図 2.2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

### 3. 東京 2020 大会の概要

#### 3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

#### 3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画(2015年2月策定)」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016(2016年7月策定)」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C T の活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 R の推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

## 4. 環境影響評価書案の概要

### 4.1 有明テニスの森の概要

本評価書案の対象である有明テニスの森の概要は、表 4.1-1 に示すとおりである。

有明テニスの森は、既存の有明テニスの森公園に約 3,000 席の観客席を備えたテニスコート及びクラブハウス・インドアコートを整備し、大会後は、スポーツレクリエーションの拠点として国内外のテニス大会が快適な環境で開催可能なテニス場として再整備していく計画である。

東京 2020 大会では、オリンピックのテニス、パラリンピックの車いすテニスの会場として利用される計画である（現時点（平成 29 年 4 月）の計画）。

表 4.1-1 有明テニスの森の概要（予定）

項目	内 容
競 技	オリンピック:テニス パラリンピック:車いすテニス
所 在 地	東京都江東区有明二丁目 2 番 22 号
地 域 地 区	用途地域：第一種住居地域 防火・準防火地域：準防火地域 その他地域地区等：臨海副都心有明北地区地区計画（再開発等促進区）
計 画 地 面 積	約 163,000m <sup>2</sup>
工事予定期間	平成 29 年度～平成 31 年度
竣 工 時 期	平成 31 年度

【大会後イメージ図】

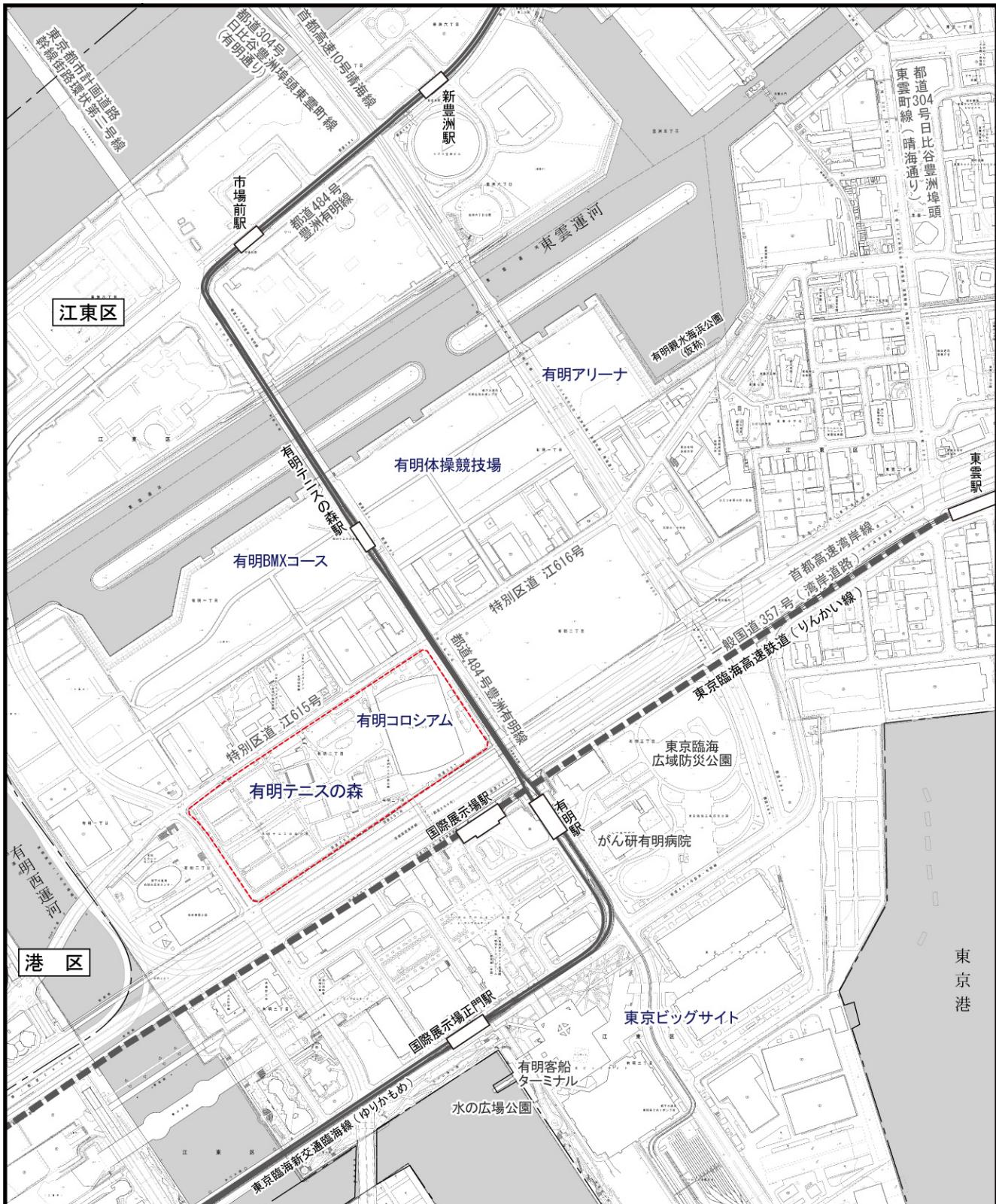


## 4.2 有明テニスの森の計画の内容

### 4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江東区有明二丁目2番にあり、計画地面積は、約163,000m<sup>2</sup>である。

また、計画地の北側には、オリンピックのバレーボール及びパラリンピックの車椅子バスケットボール（決勝）として利用される有明アリーナ、オリンピックの体操及びパラリンピックのボッチャのための有明体操競技場、自転車競技（BMX）のための有明BMXコースが整備される計画である。



### 凡 例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通  
臨海線（ゆりかもめ）
- 東京臨海高速鉄道  
(りんかい線)



Scale 1:12,500

0 125 250 500m

図 4.2-1 計画地位置図



### 凡 例

■ 計画地(大会時)

— 区界

— 東京臨海新交通臨海線  
(ゆりかもめ)

--- 東京臨海高速鉄道  
(りんかい線)



Scale 1:12,500

0 125 250 500m

写真 4.2-1 計画地周辺の航空写真

## 4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心の有明北地区に位置づけられている。臨海副都心は、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインー改訂ー」(平成26年7月 東京都港湾局)では、有明北地区は臨海副都心のなかで主として居住機能を担う地区として期待されている。また、住宅とともに商業、業務、サービス、公共公益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、これらの機能がバランスよく複合した新たな市街地を形成していくとしている。

また、計画地が位置する有明テニスの森公園は、昭和58年に開園し、昭和62年より毎年、テニスの国際大会であるジャパンオープンが開催されている。敷地内には、テニスの国際試合、コンサート、イベント等が開催される有明コロシアムのほか、屋外48面のテニスコート、芝生広場等が存在する。

平成29年2月1日現在の江東区の人口は約51万人であり、世帯数は約26万世帯である。<sup>1</sup>

昼間人口は約55万人であり、就労者など昼間に流入する人口(昼間人口)が夜間人口を上回っており、江東区有明二丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて高い地域となっており、江東区有明二丁目においては夜間人口はない。<sup>2</sup>

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区有明二丁目においては電気・ガス・熱供給・水道業及び水道業の事業所が各5事業所、卸売業、小売業の従業者数が約40人となっている。<sup>3</sup>

## 4.2.3 事業の基本構想

### (1) 開発整備の方針

開発整備の方針は、以下のとおりである。

#### ① スポーツ・レクリエーション拠点の機能向上

東京2020大会を契機に施設の改修や再整備を行い、オリンピック・レガシーとして施設の機能向上を図り、スポーツを通じた地域の絆、地域コミュニティの活性化に寄与する。

#### ② 周辺の緑との連続性に配慮した歩行者ネットワークの形成

有明南地区から有明親水海浜公園に至るシンボルロード及び有明地区東西をつなぐメインロードについて、公園・緑地等のネットワークと連動して整備することにより、うるおいのある快適な歩行者空間の形成を図る。

#### ③ 緑豊かな公園施設の整備

有明テニスの森公園の名前にふさわしく、緑に囲まれたテニス施設と地域コミュニティの場でもある芝生広場を整備する。

<sup>1</sup>出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成29年2月22日参照 江東区ホームページ）  
<http://www.city.koto.lg.jp/060305/kuse/profile/shokai/documents/20170201.pdf>

<sup>2</sup>出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成29年2月22日参照 東京都ホームページ）  
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanjy/2010/tj-10index.htm>

<sup>3</sup>出典：「平成26年経済センサス・基礎調査」（平成29年2月22日参照 総務省ホームページ）  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

#### 4.2.4 事業の基本計画

##### (1) 配置計画

大会後の有明テニスの森の配置図は、図 4.2-2(2)に示すとおりである。

現状の有明テニスの森公園には、有明コロシアムを含め計 49 面のテニスコートが配置されている。本事業では、有明コロシアム以外の公園内のテニスコートを再整備し、ショーコート 1 (1 面)、クラブハウス・インドアコート (8 面)、屋外コート (試合用コート 23 面、練習用コート 16 面) の計 48 面を配置する。また、有明コロシアムの西側には、既存の歩行者通路を拡幅し、南北のネットワークを強化するシンボルロードを整備するほか、開園以来、都民に親しまれている芝生広場を継承し、計画地中央に緑に囲まれた広大な芝生広場を再配置する。なお、大会時は、公園内のテニスコートは仮設も含めて整備する計画であるが、詳細な配置計画等は未定である。大会後は、これらの仮設施設の撤去及びテニスコートの復旧工事を行い、後利用時の配置は、有明コロシアムを含め現状と同じテニスコート 49 面へ復旧する計画である。

主な建築物は、ショーコート 1 及びクラブハウス・インドアコートを整備する計画である。主な建築物の計画概要は、表 4.2-1 に、断面図は、図 4.2-3(1) 及び(2)に示すとおりである。

表4.2-1 主な建築物の概要（予定）

項目	ショーコート 1	クラブハウス・インドアコート
建築面積	約 3,720m <sup>2</sup>	約 8,870m <sup>2</sup>
延床面積	約 6,040m <sup>2</sup>	約 10,330m <sup>2</sup>
最高峰さ	約 19.0m	約 16.0m
階 数	地上 3 階	地上 2 階、塔屋
構 造	RC 造、S 造	S 造、W 造
用 途	観覧場	体育館、事務所、物品販売店、飲食店

##### (2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

東京 2020 大会時の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

後利用時における施設の発生集中交通量は、コート数、大会等の開発規模に変更はないことから、現況と同様の約 750 台（台 T.E./日）程度と想定される。

##### (3) 駐車場計画

駐車場の配置は、現況とほぼ同様であり、附置義務台数、かつ既存の台数以上として、平面駐車場約 240 台を確保する計画である。

##### (4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-4 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）の有明テニスの森駅及び有明駅、東京臨海高速鉄道（りんかい線）の国際展示場駅がある。有明テニスの森駅及び有明駅からは、都道 484 号豊洲有明線を経て、国際展示場駅からは、首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）をコロシアムブリッジで横断しアクセスする計画である。



## 凡 例

■ 計画地

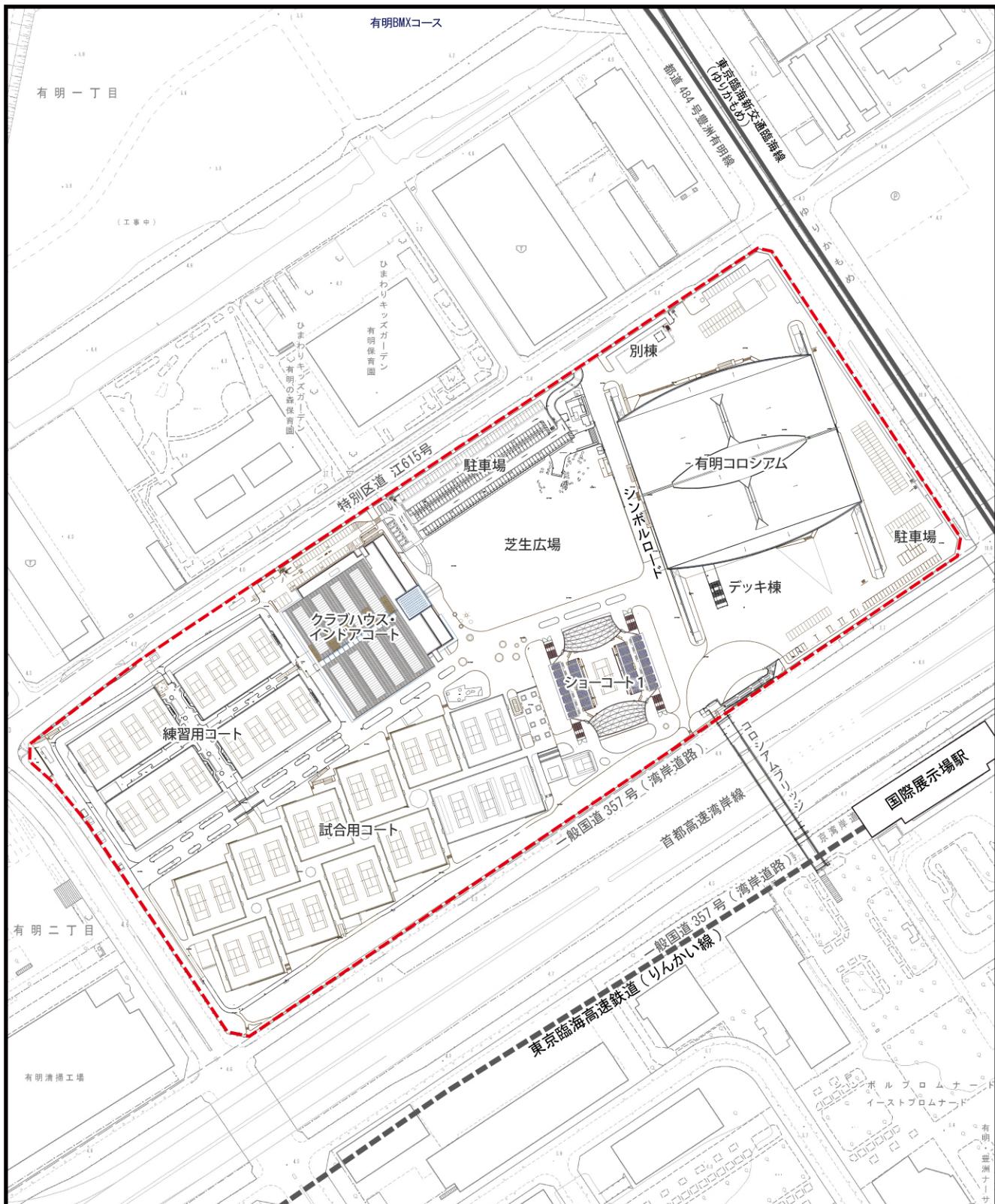
- 東京臨海新交通  
臨海線(ゆりかもめ)
- - - 東京臨海高速鉄道  
(りんかい線)



Scale 1:4,000

0 40 80 160m

図 4.2-2(1) 配置図(現況)



## 凡 例

■ 計画地

- 東京臨海新交通  
臨海線(ゆりかもめ)
- - - 東京臨海高速鉄道  
(りんかい線)



Scale 1:4,000

0 40 80 160m

図 4.2-2(2) 配置図(大会後)

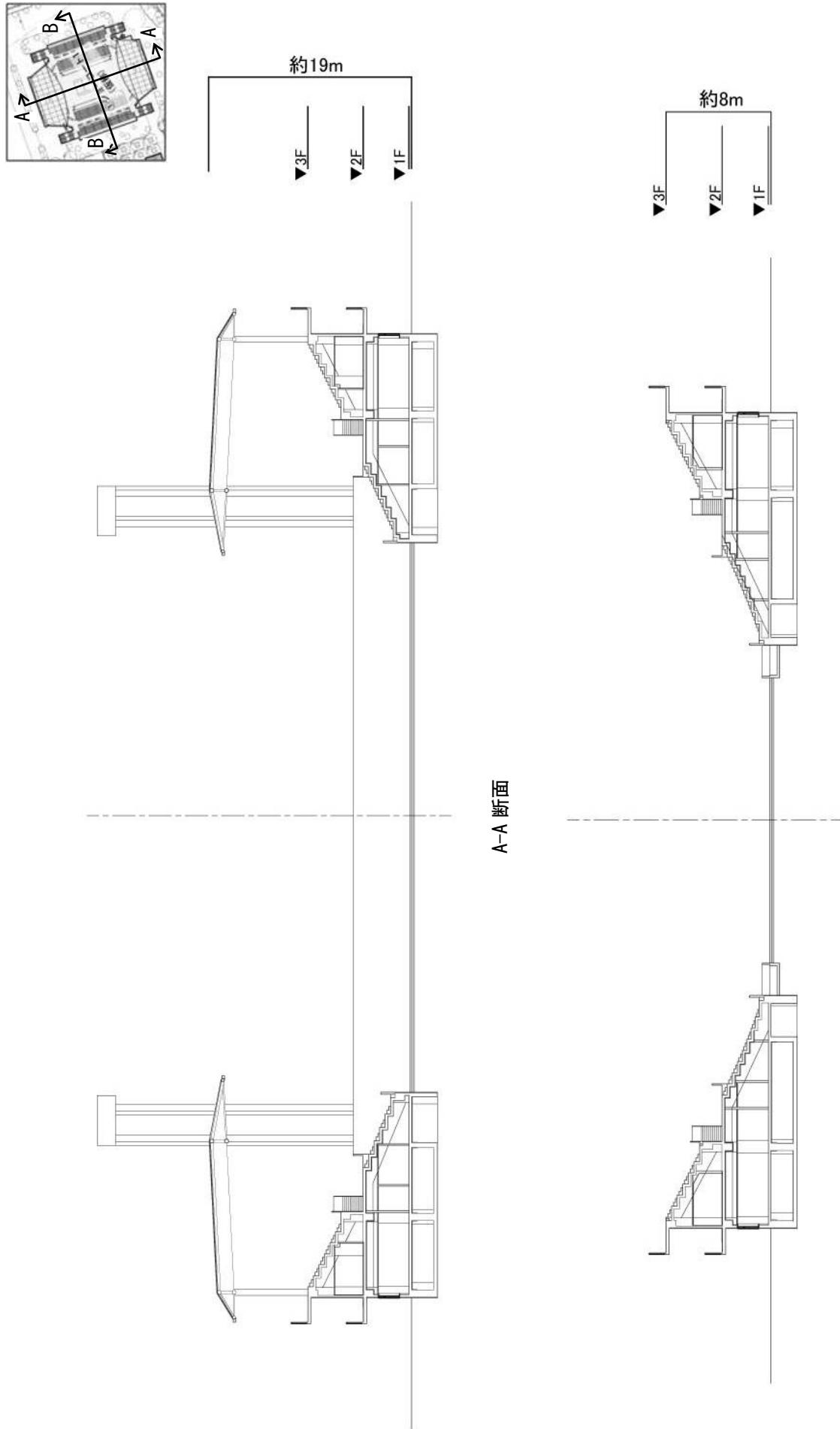


図 4.2-3 (1) 断面図 (ショーコート 1)

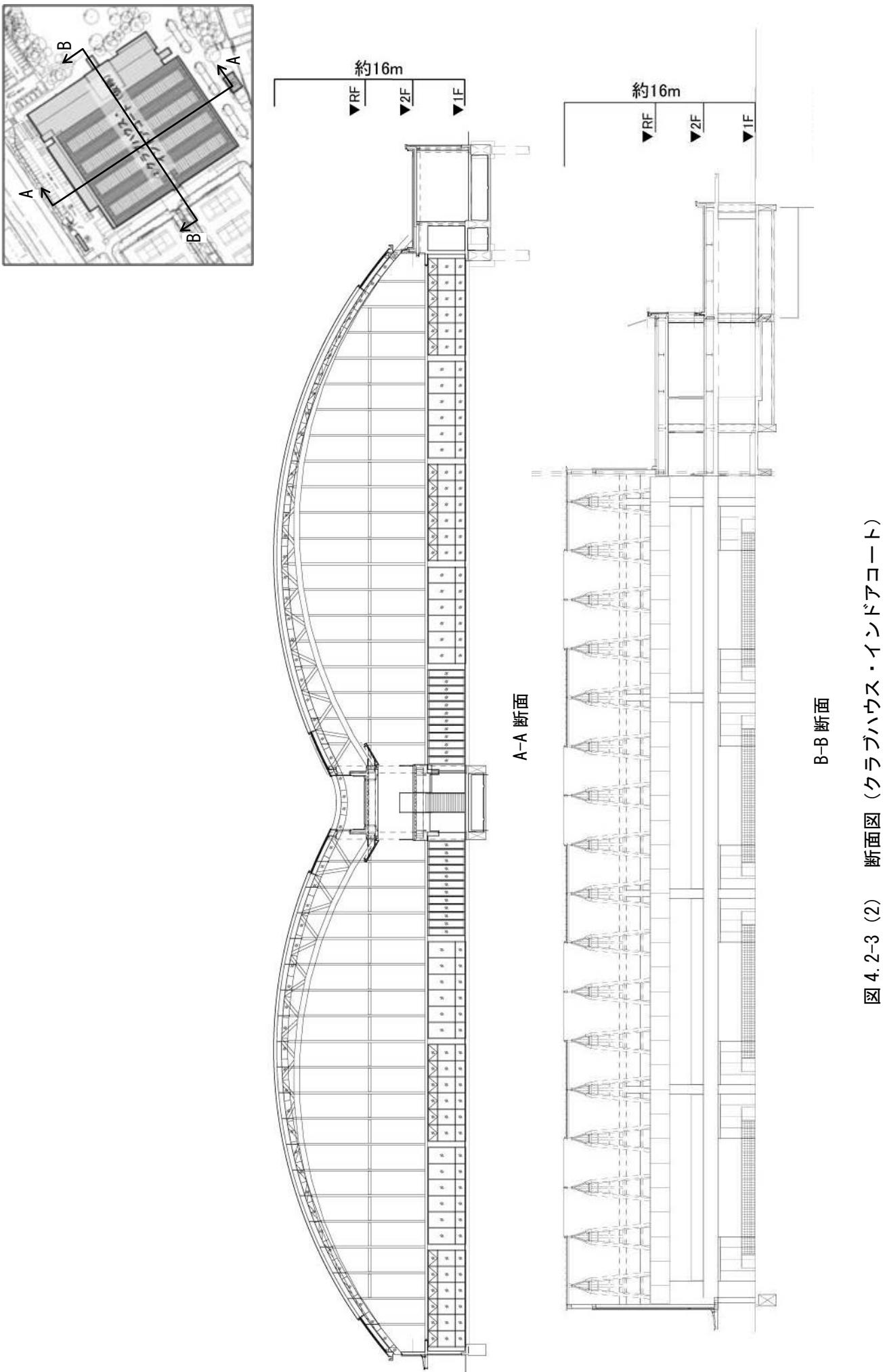
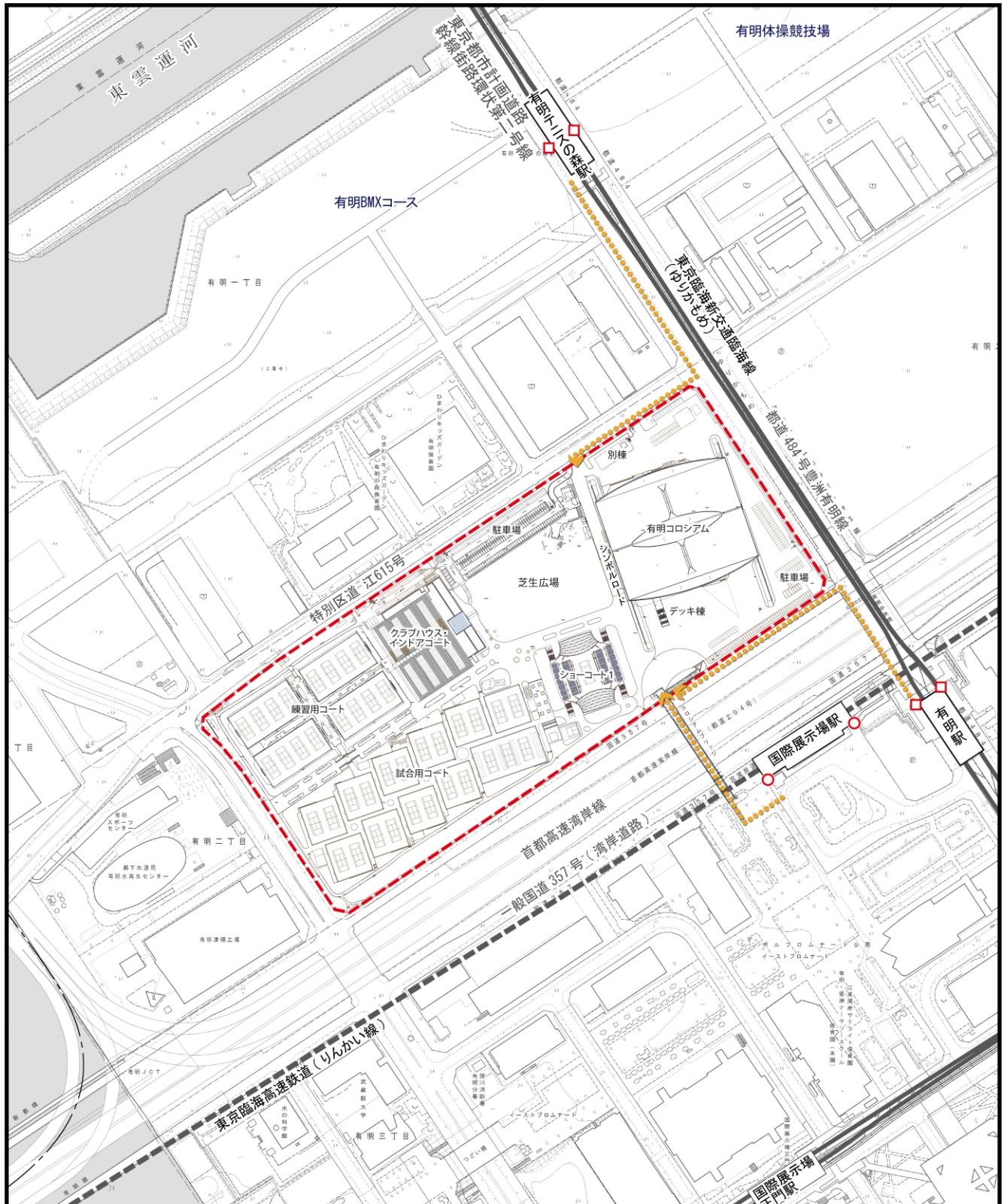


図 4.2-3 (2) 断面図（クラブハウス・インンドアコート）



### 凡 例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通  
臨海線(ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道  
(りんかい線)
- ◆◆◆◆◆ 歩行者動線



Scale 1:6,000

0 60 120 240m

図 4.2-4 歩行者動線計画図

#### (5) 設備計画

上水給水設備は、水道本管より直結給水方式により給水する計画である。雨水は、江東区雨水抑制施設技術指針に基づく対策量を敷地内にて一時貯留または浸透処理を行う計画である。排水は、雨水と汚水を分流し、それぞれ公共下水道へ放流する。

電力は、高圧2回線受電（本線・予備電源）とする計画である。また、再生可能エネルギーを利用した発電設備としてクラブハウス・インドアコート屋上に太陽光発電設備を設置する計画である。

#### (6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、江東区清掃リサイクル条例（平成11年江東区条例第34号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

#### (7) 緑化計画

緑化計画は、表4.2-2及び図4.2-5に示すとおりであり、江東区みどりの条例（平成11年江東区条例第36号）及び「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」（平成27年3月東京都都市整備局）で示された基準を満たす計画である。

緑化計画の考え方として、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する施設配置計画とした。公園の機能確保やテニスコートの規定寸法確保のため、やむを得ず施設計画と重複する伐採エリア（以下、「伐採エリア」という。）内の大径木については、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う。また、オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。この結果、計画地内における樹木約1,030本について、約80本を移植し、約950本を伐採する計画とする。なお、芝生広場は、移植・伐採後に約7,000m<sup>2</sup>の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画をしている。

表4.2-2 計画緑化面積及び必要緑化面積

基準等	計画緑化面積	必要緑化面積
江東区みどりの条例	約44,000m <sup>2</sup>	43,104m <sup>2</sup>
東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準	約34,450m <sup>2</sup>	34,448m <sup>2</sup>

注1)計画緑化面積は、基準等により算定対象や算定方法が異なるため、計画緑化面積は一致しない。

2)緑化計画については、関係機関との協議等により変更がありうる。



### 凡 例

■ 計画地

— 東京臨海新交通  
臨海線(ゆりかもめ)  
---- 東京臨海高速鉄道  
(りんかい線)

■ 植栽

■ 伐採エリア

● 移植する大径木

— 歩道状空地整備箇所



Scale 1:4,000

0 40 80 160m

図 4.2-5 緑化計画図

#### 4.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、今後、実施設計及び関係機関との調整により変更がありうる。

### (1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、準備工事期間を含め平成 29 年度から平成 31 年度までの約 21 か月間（検査等を含む）を見込んでいる。なお、大会後のテニスコート 49 面への復旧工事の工事工程については、現時点では未定である。

表 4.2-3 全体工事工程

工種/工事月		3	6	9	12	15	18	21
有明テニスの森 整備工事	準備工事	[■]						
	杭工事		[■]					
	山留工事			[■]				
	掘削工事			[■]				
	基礎躯体工事			[■]				
	地上躯体工事				[■]			
	仕上・設備工事					[■]		
	外構工事等			[■]				
[参考] 有明コロシアム 改修工事	屋根改修工事		[■]					
	仕上・設備工事		[■]					
	別棟等工事			[■]				
	外構工事等					[■]		

注) 有明コロシアム改修工事については、有明テニスの森整備工事と同一敷地、同一時期に維持更新のための計画に基づいて実施されるため、参考として示す。

## (2) 施工方法の概要（予定）

## 1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、仮設事務所の設営等を行う。

## 2) 杭工事

基礎工事として、既成杭を打設する。

### 3) 山留工事

掘削工事にあたり、工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、必要に応じて遮水性・剛性の高い工法による止水を行う。

#### 4) 掘削工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバッウホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

## 5) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込を行い、コンクリートを打設する。

## 6) 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、ショーコート1は観客席躯体構築、観客席屋根鉄骨建方を行う。クラブハウス・インドアコートは鉄骨建方、コート屋根構造地組、屋根仕上を行う。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いて行う。

## 7) 仕上・設備工事（内装・設備工事、外装工事）

軀体工事の完了した階から順次外装仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

## 8) 外構工事等

テニスコート改修は、建物工事と並行して進める。建物周辺の舗装等の外構工事は、主に外装工事完了後に実施する。

### (3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-6 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、都道 484 号豊洲有明線、補助 315 号線、特別区道 江 615 号から出入場するルートを予定している。

有明テニスの森整備工事の工事用車両台数のピークは、同一敷地で実施する有明コロシアム改修工事も含め、有明テニスの森整備工事着工後 10 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 252 台/日、小型車 67 台/日、合計 319 台/日を予定している。計画地に近接する有明アリーナ及び有明体操競技場整備に伴う工事用車両との合計台数のピークは、有明テニスの森工事着工後 10 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 451 台/日、小型車 157 台/日、合計 608 台/日を予定している。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両出入口への交通整理員の配置、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する。

### (4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-4 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表4.2-4 主な建設機械（予定）

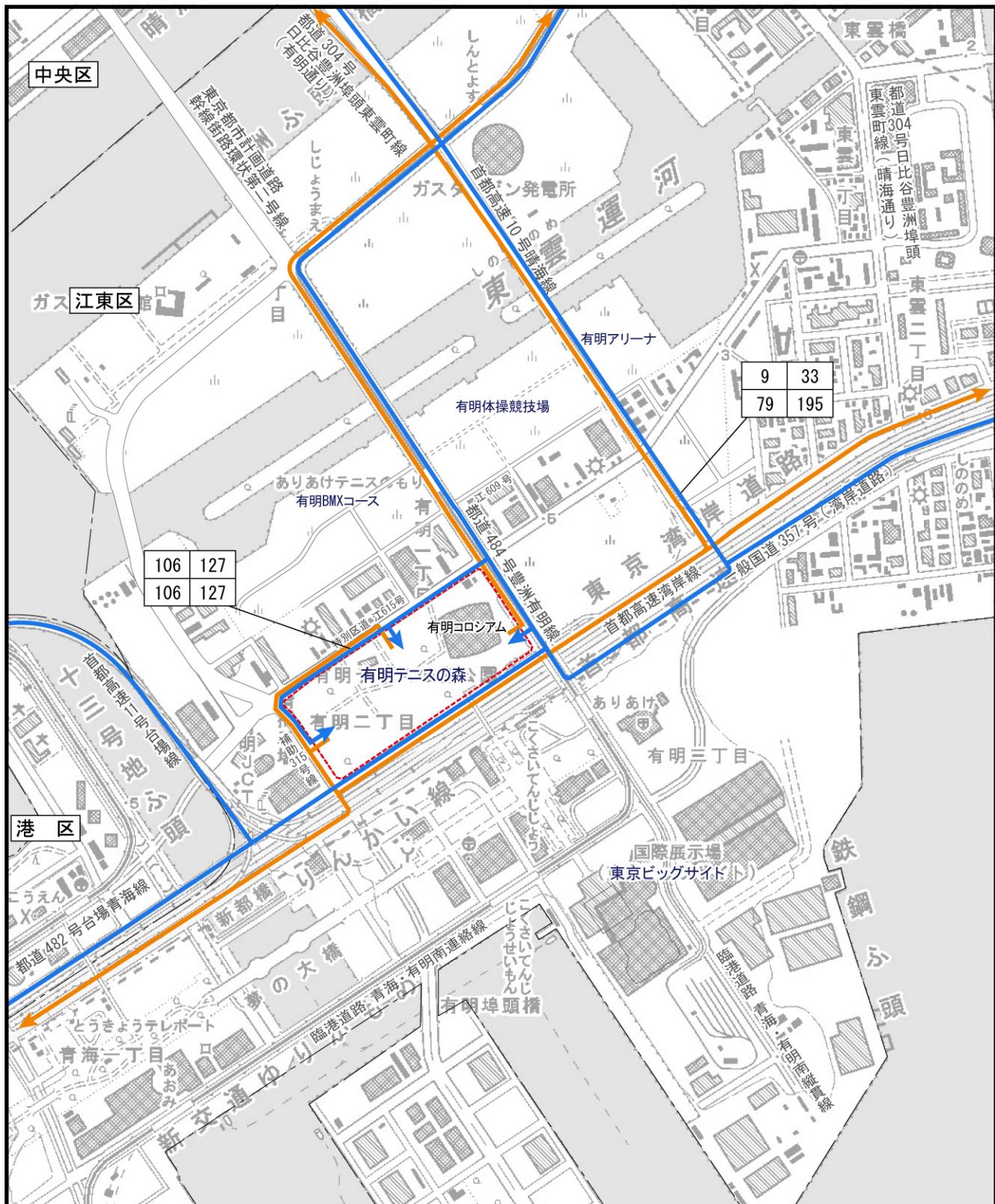
工種	主な建設機械
準備工事	タイヤシャベル、バックホウ
杭工事	三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ
山留工事	三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ
基礎軀体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
地上軀体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
仕上・設備工事	ラフタークレーン
外構工事	バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャ

注1)建設機械の種類は今後変更の可能性がある。

2)有明コロシアムの改修工事は、ラフタークレーンを使用する予定である。

## 4.2.6 供用の計画

本事業で整備する有明テニスの森は、平成 31 年度夏期に竣工し、国際大会及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、世界的な大会が開催されるテニス競技場として、また、都民も利用できるテニス場及び公園として広く一般に供用する計画である。



### 凡 例

- 計画地
- — 区界
- 工事用車両集中ルート
- ← 工事用車両発生ルート

工事用車両（集中） 交通量（台/日）	工事用車両（発生） 交通量（台/日）
工事用車両（集中） 交通量（台/日）	工事用車両（発生） 交通量（台/日）

※ 上段は有明テニスの森整備工事（有明コロシアム改修工事を含む）の工事用車両台数、下段は有明アリーナ及び有明体操競技場整備に伴う工事用車両との合計台数を示す。



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 4.2-6 工事用車両の走行ルート

#### 4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表4.2-5(1)～(9)に示すとおりである。

表4.2-5(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界一の環境先進都市・東京」の実現           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆スマートエネルギー都市の実現</li> <li>◆3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進</li> <li>◆自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承</li> <li>◆快適な大気環境、良質な土壤と水循環の確保</li> <li>◆環境施策の横断的・総合的な取組</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブハウス・インドアコート屋上に、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を設置する。</li> <li>・伐採樹木について、再利用が可能なものについては、オリンピック・パラリンピック施設等での利用やチップ化によるマテリアルリサイクル等の再資源化等を検討する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・杭工事に伴い発生する建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> <li>・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> </ul>

表4.2-5(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月) <続き>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界一の環境先進都市・東京」の実現           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆スマートエネルギー都市の実現</li> <li>◆3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進</li> <li>◆自然豊かで多様な生きものと共に共生できる都市環境の継承</li> <li>◆快適な大気環境、良質な土壤と水循環の確保</li> <li>◆環境施策の横断的・総合的な取組</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区みどりの条例における緑化基準及び東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準に示された緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。</li> <li>・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。</li> <li>・伐採エリア内の大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。</li> <li>・オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。</li> <li>・計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</li> <li>・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。</li> <li>・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。</li> <li>・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する計画としている。</li> </ul>
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。</li> </ul>

表4.2-5(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区みどりの条例における緑化基準及び東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準に示された緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。</li> <li>・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。</li> <li>・伐採エリア内の大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。</li> <li>・オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。</li> <li>・計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</li> </ul>
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区みどりの条例における緑化基準及び東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準に示された緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。</li> <li>・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。</li> <li>・伐採エリア内の大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。</li> <li>・オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。</li> <li>・計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</li> </ul>

表4.2-5(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	・公共施設におけるみどりの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区みどりの条例における緑化基準及び東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準に示された緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。</li> <li>・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。</li> <li>・伐採エリア内の大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に行はることとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。</li> <li>・オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。</li> <li>・計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</li> </ul>
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活力と魅力ある「水の都」づくり</li> <li>・河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。</li> <li>・伐採エリア内の大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に行はることとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。</li> <li>・オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。</li> <li>・計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</li> <li>・ショーコート1、クラブハウス・インドアコート、別棟及びデッキ棟については、最高高さを19mにするなど高さを抑えた計画とし、周辺への圧迫感を低減する。</li> </ul>

表4.2-5(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画目標1 資源ロスの削減</li> <li>・計画目標2 「持続可能な調達」の普及</li> <li>・計画目標3 循環的利用の促進と最終処分量の削減</li> <li>・計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進</li> <li>・計画目標5 災害廃棄物の処理体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採樹木について、再利用が可能なものについては、オリンピック・パラリンピック施設等での利用やチップ化によるマテリアルリサイクル等の再資源化等を検討する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・杭工事に伴い発生する建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> <li>・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> </ul>
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設泥土を活用する</li> <li>・建設発生土を活用する</li> <li>・廃棄物を建設資材に活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採樹木について、再利用が可能なものについては、オリンピック・パラリンピック施設等での利用やチップ化によるマテリアルリサイクル等の再資源化等を検討する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・杭工事に伴い発生する建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> </ul>

表4.2-5(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	<p>本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～</li> <li>・循環型社会の形成</li> <li>・自然との共生</li> <li>・環境に配慮した快適なまちづくりの推進</li> <li>・安全・安心な生活環境の確保</li> <li>・環境教育及びパートナーシップの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブハウス・インドアコート屋上に、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を設置する。</li> <li>・伐採樹木について、再利用が可能なものについては、オリンピック・パラリンピック施設等での利用やチップ化によるマテリアルリサイクル等の再資源化等を検討する。</li> <li>・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。</li> <li>・杭工事に伴い発生する建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。</li> <li>・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</li> <li>・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> </ul>

表4.2-5(7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月) <続き>	<p>本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～</li> <li>・循環型社会の形成</li> <li>・自然との共生</li> <li>・環境に配慮した快適なまちづくりの推進</li> <li>・安全・安心な生活環境の確保</li> <li>・環境教育及びパートナーシップの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区みどりの条例における緑化基準及び東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準に示された緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。</li> <li>・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。</li> <li>・伐採エリア内の大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に行はれることとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。</li> <li>・オーブンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。</li> <li>・計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</li> <li>・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。</li> <li>・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。</li> <li>・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する計画としている。</li> </ul>

表4. 2-5(8) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区景観計画 (平成25年4月 平成26年11月 一部改定)	<p>本計画は、次の5つの基本理念を掲げ、良好な景観形成に取り組むとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな水辺とみどりにより自然が感じられるまちをつくること</li> <li>・伝統のある下町文化を継承するまちをつくること</li> <li>・地域イメージを持つ個性的なまちをつくること</li> <li>・都市環境を意識したまちをつくること</li> <li>・人にやさしくやすらぎのあるまちをつくること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。</li> <li>・伐採エリア内の大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。</li> <li>・オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。</li> <li>・計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</li> <li>・ショーコート1、クラブハウス・インドアコート、別棟及びデッキ棟については、最高高さを19mにするなど高さを抑えた計画とし、周辺への圧迫感を低減する。</li> </ul>

表4.2-5(9) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)	<p>本計画の基本方針として、以下を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる</li> <li>・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する江東区らしい臨海部の魅力を発信</li> <li>・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める</li> <li>・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ</li> <li>・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区みどりの条例における緑化基準及び東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準に示された緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。</li> <li>・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。</li> <li>・伐採エリア内の大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。</li> <li>・オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。</li> <li>・計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</li> </ul>
江東区一般廃棄物処理基本計画 (平成24年3月)	<p>基本指標1 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量(g/人日) 目標値: 平成22年度 752 g → 平成33年度 717 g</p> <p>基本指標2 区民1人あたり1日の区収集ごみ量(g/人日) 平成22年度 567 g → 平成33年度 531 g</p> <p>基本指標3 資源化率 平成22年度 25.6% → 平成33年度 27.3%</p> <p>基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率 平成22年度 68.2% → 平成33年度 71.2%</p> <p>※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の再利用率を平成33年度までに71.2%まで改善することを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> </ul>
江東区分別収集計画 (平成25年6月)	<p>本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものである。</p> <p>容器包装廃棄物の分別収集に関すること、区民・事業者・行政のそれぞれの役割、取り組むべき方針を定め、循環型社会の形成を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。</li> <li>・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。</li> </ul>

#### 4.3 有明テニスの森の計画の策定に至った経過

有明テニスの森は、立候補ファイルではセンターコートとして既存の有明コロシアムを使用するとともに、公園内のテニスコートを再整備し、計35面とする計画であった。

その後、競技団体や地元の要望もあり、図4.3-1に示すとおりテニスコートの減少数を最小限にとどめるとともに、既存の広場を残すよう整備計画を見直した。その結果、公園内のテニスコートは、大会後は現状と同じ49面のテニスコートと芝生広場に復旧する計画となった。

平成27年10月に、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、平成28年6月には、有明テニスの森の基本設計及び大会時・大会後の配置計画等について意見を聴取した。

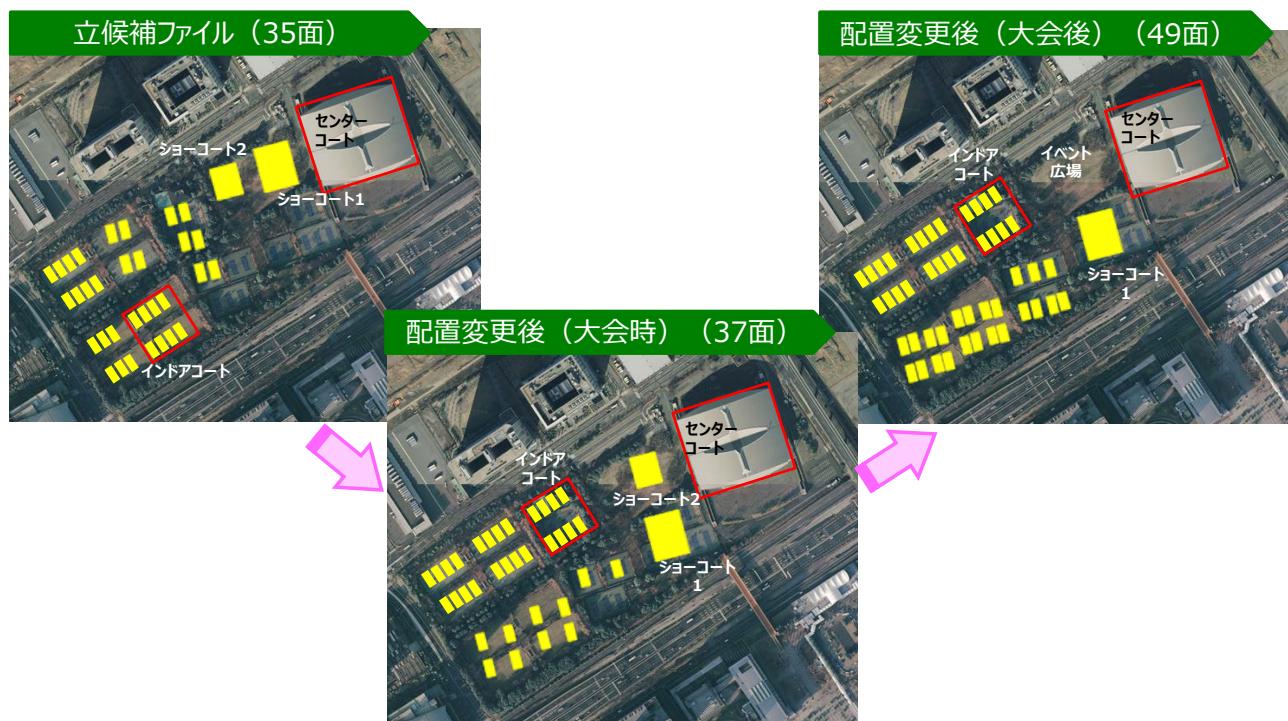


図 4.3-1 有明テニスの森の配置計画

#### 4.4 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 4.4-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

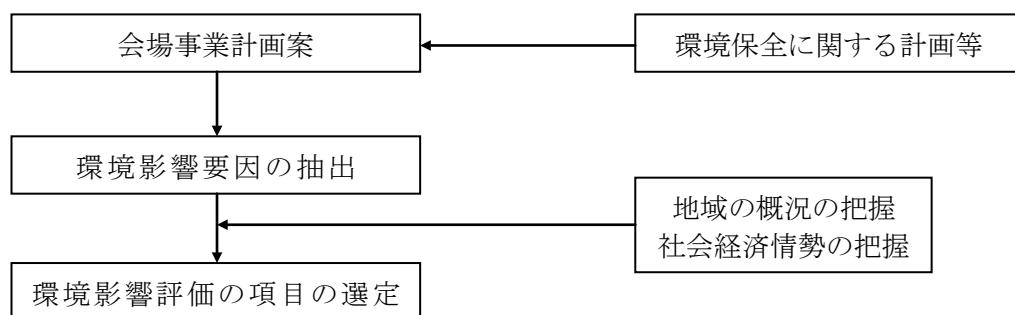


図 4.4-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、東京 2020 大会の開催前、開催中及び開催後について、表 4.4-1 に示すとおり設定した。東京 2020 大会の開催に当たっては、本事業で整備する施設のほかに、計画地及びその周辺に大会時に使用する仮設テニスコートも含む大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点ではこれらの仮設工作物の諸元、大会後の仮設工作物の撤去や大会後のテニスコート 49 面への復旧工事の計画が未定である。また、東京 2020 大会の開催中における大会の運営等についても、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書案では、表 4.4-1 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、仮設工作物や大会後の復旧工事、大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの仮設工作物や大会後の復旧工事、大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。

なお、本事業の整備工事と同一敷地、同一時期に維持更新のための計画による改修工事が実施される場合には、必要に応じて複合的な影響についても環境影響評価を行う。

表 4.4-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設工作物	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設工作物の出現や仮設工作物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設工作物	解体工事	東京 2020 大会の仮設工作物の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒設施設	設備等の持続的稼働	東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書案では対象としない環境影響要因を示す。

選定した環境影響評価の項目は、表 4.4-2(1)及び(2)に、選定した理由は、表 4.4-3(1)及び(2)に、選定しなかった理由は、表 4.4-4 に示すとおりである。

表 4.4-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		環境影響要因 予測事項	区分	開催前			開催中		開催後				
				施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度 ・ アスリートへの影響の程度		○	○			○				
		水質等	・ 水質の変化の程度 ・ アスリートへの影響の程度										
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度 ・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無 ・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育 ・ 生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度	○								○	○
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度 ・ 地下水の水位及び流動の変化の程度 ・ 溢水流量の変化の程度										
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・ 水生生物相の変化の内容及びその程度 ・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・ 生態系の変化の内容及びその程度 ・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度 ・ アスリートへの生物等の影響の程度	○								○	○
		緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度	○									○
	生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動 ・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動 ・ 建設機械等の騒音及び振動 ・ 会場設備等からの騒音及び振動 ・ 競技実施に伴う騒音及び振動		○				○				
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・ 日照阻害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物										
	アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度 ・ 圧迫感の変化の程度 ・ 緑視率の変化の程度 ・ 景観阻害要因の変化の程度										○
		自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	○				○					○

注1)○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2)濃い網掛け(■)は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3)薄い網掛け(□)は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表 4.4-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		環境影響要因 予測事項	区分		開催前		開催中		開催後		
			施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度 ・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度					○			○
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度 ・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度 ・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 ・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度 ・ 文化財等の回復の程度								
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度					○			○
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○				○			○
		エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度	○							
	温室効果ガス	温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度					○			○
		エネルギー	・ エネルギーの使用量及びその削減の程度					○			○
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度 ・ 未利用地の解消の有無及びその程度								
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度								
		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度								
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度								
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度								
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度								
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度								
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度 ・ 意識啓発のための機会の増減								
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度 ・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度 ・ 電力供給の安定度					○			○
		衛生	・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度								
		消防・防災	・ 耐震性の程度 ・ 津波対策の程度 ・ 防火性の程度					○			○
	交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度	○							
		公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度	○				○			
		交通安全	・ 交通安全の変化の程度	○				○			
	経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度								
		雇用	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等								
		事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度								

注1)○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け (□) は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表 4.4-3(1) 選定した項目及びその理由

項目	選定した理由
大気等	大気等に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行、建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「大気等の状況の変化の程度」とする。
生物の生育・生息基盤	生物の生育・生息基盤に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」とする。
生物・生態系	生物・生態系に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」とする。 なお、「水生生物相の変化の内容及びその程度」は、水生生物の生息地が計画地に存在しないため、予測事項としない。また、「重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度」は、計画地及びその周辺に重要な生物・生態系の保護・保全地域が存在しないことから、予測事項としない。
緑	緑に影響を及ぼす要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度」とする。
騒音・振動	騒音・振動に影響を及ぼす要因としては、開催前における工事用車両の走行、建設機械の稼働が考えられる。 予測事項は、「工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動」、「建設機械等の騒音及び振動」とする。 なお、「会場設備等からの騒音及び振動」は、計画地内に騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく特定施設や振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく特定施設等の騒音・振動の発生源となる施設は設置しないことから、予測事項としない。
景観	景観に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度」、「景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度」、「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」、「緑視率の変化の程度」とする。 なお、「貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度」は、計画地内に貴重な景勝地が存在しないこと、「圧迫感の変化の程度」は、建築物の最高高さが約19m程度であり大規模な建築物の新設は行わないこと、「景観阻害要因の変化の程度」は、計画地内に景観を阻害する工作物等が存在しないことから、予測事項としない。
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」、「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」とする。
歩行者空間の快適性	歩行者空間の快適性に及ぼすおそれのある要因としては、都市特有の課題であるヒートアイランド現象が考えられる。 予測事項は、「緑の程度」、「歩行者が感じる快適性の程度」とする。
水利用	水利用に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「水の効率的利用への取組・貢献の程度」とする。
廃棄物	廃棄物を排出するおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。
エコマテリアル	エコマテリアルを利用する要因としては、開催前における施設の建設が考えられる。 予測事項は、「エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度」とする。

表 4.4-3(2) 選定した項目及びその理由

項目	選定した理由
温室効果ガス	温室効果ガスを排出するおそれがある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の建設機械の稼働に伴う影響については、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。
エネルギー	多量のエネルギーを使用するおそれがある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「エネルギーの使用量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の建設機械の稼働に伴う影響については、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しない。
安全	安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「危険物施設等からの安全性の確保の程度」、「移動の安全のためのバリアフリー化の程度」、「電力供給の安定度」とする。
消防・防災	消防・防災に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項としては、「耐震性の程度」、「津波対策の程度」、「防火性の程度」とする。
交通渋滞	交通渋滞に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通量及び交通流の変化の程度」とする。
公共交通への アクセシビリティ	公共交通へのアクセシビリティに影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度」とする。
交通安全	交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における工事用車両の走行が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。

なお、調査計画書で施設の存在（本書では、建築物の出現）における予測事項として選定したものうち、施設の建設において既に影響が発現するものについては、施設の建設における予測事項とともに、設備等の持続的稼働における予測事項とした。

また、有明テニスの森公園内において別途実施する有明コロシアム改修工事、別棟及びデッキ棟の整備工事は、有明テニスの森整備工事と同一敷地・同一時期に実施され、大気等、騒音・振動、景観、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全への影響が一体的となることから、これらの項目については、有明コロシアム改修工事、別棟及びデッキ棟の整備工事の影響も加味した予測を実施した。

表 4.4-4 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
水質等	施設の建設及び運営に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。のことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
土壤	<p>計画地は昭和 19 年頃までに埋立が完了した埋立地に位置しており、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はなく、有害物質又は有害物質により汚染された土壤を埋立てた経緯はない。</p> <p>また、開催後については、新たな土地の掘削等の工事は実施せず、事業活動では土壤汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はない。のことから、土壤に著しい影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>今後、土壤汚染関連の届出及び工事の実施に伴い新たな土壤汚染が確認された場合、速やかに土壤汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。</p> <p>なお、今後、着工前に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条に基づく土地利用の履歴等調査届出書及び土壤汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更届書を提出する予定である。</p>
水循環	計画建築物は、地下水流动に影響を及ぼすような地下構造物は設置しない。また、江東区雨水流出抑制対策実施要綱（平成 21 年 21 江土管第 2799 号）に基づく対策を実施するため、水循環に影響を及ぼすおそれはない。
日影	計画地は既存の有明テニスの森公園であり、計画建築物の最高高さを約 19m 程度に抑えた計画とし、大規模な建築物の新設は行わないことから、計画建築物の出現に伴う日影が影響を及ぼすおそれは小さい。
史跡・文化財	<p>計画地は既存の有明テニスの森公園であり、計画地内に史跡・文化財は存在しない。また、計画地は、昭和 19 年頃までに埋立が完了した埋立地に位置しており、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。</p> <p>なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。</p>
土地利用	計画地は既存の有明テニスの森公園であり、計画地内に自然地 <sup>4</sup> や未利用地は存在しないことから選定しない。
地域分断	計画地は既存の有明テニスの森公園であり、地域住民等の生活動線となる都道 484 号豊洲有明線や特別区道 江 615 号等の分断は生じない。
移転	計画地は既存の有明テニスの森公園であり、計画地内に住宅や店舗等は存在しないため、移転は生じない。
スポーツ活動	東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	東京 2020 大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
衛生	東京 2020 大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
経済波及	東京 2020 大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	東京 2020 大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	東京 2020 大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場ごとに評価する。

<sup>4</sup> 自然地とは、樹林地、草地(建築物その他の工作物の除却後、5年以上経過して自然が回復していると認められる土地を含む。)、農地、池沼又はこれらに類する状態にある土地をいう。（東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則 第 50 条）

#### 4.5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 28 年 6 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4.5-1(1)～(7)に示すとおりである。

表 4.5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気等	<p>ア. 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98% 値)に変換した値は 0.049ppm であり、評価の指標(環境基準(日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下))を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.2～0.5% である。工事の実施に当たっては、工事用車両の走行に伴う寄与率を極力少なくするため、工事用車両に係るミティゲーションを実施し、更なる二酸化窒素の影響の低減に努める。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.051mg/m<sup>3</sup> であり、評価の指標(環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>))を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。</p> <p>イ. 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98% 値)に変換した値は 0.048ppm であり、評価の指標(環境基準(日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下))を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は 9.1% である。工事の実施に当たっては、建設機械の稼働に伴う寄与率を極力少なくするため、建設機械に係るミティゲーションを実施し、更なる二酸化窒素の影響の低減に努める。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.051mg/m<sup>3</sup> であり、評価の指標(環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>))を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は 2.0% である。</p>
2. 生物の生育・生息基盤	<p>事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の一部が伐採される。 事業の実施に当たっては、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する緑化計画としている。また、伐採エリアの中にある大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行うとともに、歩道状空地の整備のうち、新植が必要となる主に北側から東側にかけての植樹帶には、高木を主体とした緑量のある植栽とする計画としており、植栽樹の生育に伴う落葉等によって、新たな土壤動物等の生息環境や植物の生育基盤が創出され、生物の生育・生息基盤が形成される。</p> <p>以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は増加するとともに、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の賦存地の状況が向上することから、評価の指標(生物・生態系の賦存地の現況)は満足するものと考える。</p>
3. 生物・生態系	<p>事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる植栽樹林、土壤が改変され、一部の既存樹木が伐採される。 事業の実施に当たっては、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。また、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する緑化計画としているほか、伐採エリアの中にある大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行うとともに、歩道状空地の整備のうち、新植が必要となる主に北側から東側にかけての植樹帶には、高木を主体とした緑量のある植栽とする計画としている。これにより、多様な動植物の生育・生息環境が創出され、周辺地域も含めた動植物の生育・生息環境は多様になるものと考える。</p> <p>以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は新たに創出され、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の評価の指標(生物・生態系の現況)は満足するものと考える。</p>

表 4.5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 緑	<p>事業の実施により、計画地内の常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採が行われ、約950本の樹木が減少するが、既存の大径木・樹林地に配慮し、樹木の保存と新植により事業による影響を低減する計画としている。</p> <p>事業の実施に当たっては、伐採エリアの中にある大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。また、歩道状空地の整備のうち、新植が必要となる主に北側から東側にかけての植樹帯には、高木を主体とした緑量のある植栽とする計画である。</p> <p>計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。また、オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林とする計画としているほか、芝生広場は、移植・伐採後に約7,000m<sup>2</sup>の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保する計画としている。</p> <p>本事業では、江東区みどりの条例に基づく緑化基準が定められており、緑化計画はこの基準を満たす計画としている。また、「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」(平成27年3月 東京都都市整備局)で示された基準を満たす計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標（法令等の緑化面積基準等）は満足するものと考える。</p>
5. 騒音・振動	<p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の程度]</p> <p>ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)は、昼間66～67dBであり、評価の指標(環境基準(昼間70dB))を満足する。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1dB未満である。</p> <p>イ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(<math>L_{10}</math>)は、昼間42～53dB、夜間38～49dBであり、評価の指標(規制基準(昼間60～65dB、夜間55～60dB))を満足する。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間、夜間ともに1dB未満である。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の程度]</p> <p>ア. 建設機械の稼働に伴う騒音</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(<math>L_{A5}</math>)は、計画地の南側敷地境界付近において、最大62dBであり、評価の指標（「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」(80dB)）を満足する。</p> <p>イ. 建設機械の稼働に伴う振動</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(<math>L_{10}</math>)は、計画地の南側敷地境界において、最大57dBであり、評価の指標（「指定建設作業に係る振動の勧告基準」(70dB)）を満足する。</p>
6. 景観	<p>[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度]</p> <p>計画地が位置する有明テニスの森公園は、大規模スポーツ・レクリエーション施設と地域の緩衝緑地の機能も併せもつ豊かな緑地で構成されており、有明地区の広域緑地ネットワークの機能を果たしている。有明テニスの森公園の広大な敷地には、テニスの国際試合等も行われる有明コロシアムをはじめ、49面のテニスコートがあり、テニスコートの周囲には多数の樹木が植栽されている。また、有明コロシアムの西側には芝生広場が整備されている。計画地周辺では、再開発等が進み、商業・業務、住宅など、都市的な土地利用の比重が高まっている、計画地の北側には集合住宅や倉庫・運輸関係施設等建築物が存在する。</p> <p>本事業では、建築物としてショーコート1及びクラブハウス・インドアコート等が整備されるが、最高高さを19mにするなど高さを抑えた計画とし、周辺への圧迫感を低減する。</p> <p>また、本事業では、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する施設配置計画とした。公園の機能確保やテニスコートの規定寸法確保のため、やむを得ず施設計画と重複する伐採エリア内の大径木については、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う。また、オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</p> <p>なお、芝生広場は、移植・伐採後に約7,000m<sup>2</sup>の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑化空間としての機能は変わらない計画としている。</p> <p>以上のことから、本事業の実施に伴い現況の地域景観に著しい変化はなく、評価の指標(眺望景観の現況)は満足するものと考える。</p>

表 4.5-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観 (つづき)	<p>[景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度]</p> <p>計画地が位置する有明テニスの森公園は、大規模スポーツ・レクリエーション施設と地域の緩衝緑地の機能も併せもつ豊かな緑地で構成されており、有明地区の広域緑地ネットワークの機能を果たしている。有明テニスの森公園の広大な敷地には、テニスの国際試合等も行われる有明コロシアムをはじめ、49面のテニスコートがあり、テニスコートの周囲には多数の樹木が植栽されている。また、有明コロシアムの西側には芝生広場が整備されている。計画地周辺では、再開発等が進み、商業・業務、住宅など、都市的な土地利用の比重が高まっている。計画地の北側には集合住宅や倉庫・運輸関係施設等建築物が存在する。</p> <p>本事業では、建築物としてショーコート1及びクラブハウス・インドアコート等が整備されるが、最高高さを19mにするなど高さを抑えた計画とし、周辺への圧迫感を低減する。</p> <p>また、本事業では、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する施設配置計画とした。公園の機能確保やテニスコートの規定寸法確保のため、やむを得ず施設計画と重複する伐採エリア内の大径木については、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に行き採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う。また、オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</p> <p>なお、芝生広場は、移植・伐採後に約7,000m<sup>2</sup>の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑化空間としての機能は変わらない計画としている。</p> <p>以上のことから、本事業の実施に伴う景観の変化の程度は小さいと考え、評価の指標（眺望景観の現況）は満足するものと考える。</p> <p>[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]</p> <p>計画地が位置する有明テニスの森公園は、大規模スポーツ・レクリエーション施設と地域の緩衝緑地の機能も併せもつ豊かな緑地で構成されており、有明地区の広域緑地ネットワークの機能を果たしている。有明テニスの森公園の広大な敷地には、テニスの国際試合等も行われる有明コロシアムをはじめ、49面のテニスコートがあり、テニスコートの周囲には多数の樹木が植栽されている。また、有明コロシアムの西側には芝生広場が整備されている。計画地周辺では、再開発等が進み、商業・業務、住宅など、都市的な土地利用の比重が高まっている。計画地の北側には集合住宅や倉庫・運輸関係施設等建築物が存在する。</p> <p>本事業では、建築物としてショーコート1及びクラブハウス・インドアコート等が整備されるが、最高高さを19mにするなど高さを抑えた計画とし、周辺への圧迫感を低減する。</p> <p>また、本事業では、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する施設配置計画とした。公園の機能確保やテニスコートの規定寸法確保のため、やむを得ず施設計画と重複する伐採エリア内の大径木については、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に行き採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う。また、オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</p> <p>なお、芝生広場は、移植・伐採後に約7,000m<sup>2</sup>の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑化空間としての機能は変わらない計画としている。</p> <p>以上のことから、本事業の実施に伴う景観の変化の程度は小さいと考え、評価の指標（眺望景観の現況）は満足するものと考える。</p> <p>[緑視率の変化の程度]</p> <p>緑視率の変化の程度は、No.1地点については、計画建築物が視認できず、緑視率の変化は生じないものと考える。また、No.2～No.4地点のいずれも、緑視率の変化はほとんどないと考える。</p> <p>本事業では、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する施設配置計画とした。公園の機能確保やテニスコートの規定寸法確保のため、やむを得ず施設計画と重複する伐採エリア内の大径木については、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に行き採ることとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う。また、オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の抜けた高木疎林を基本とする。計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。</p> <p>なお、芝生広場は、移植・伐採後に約7,000m<sup>2</sup>の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑化空間としての機能は変わらない計画としている。</p> <p>これらのことから、評価の指標（緑視率の変化の軽減を図ること）は満足するものと考える。</p>

表 4.5-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 自然との 触れ合い活動の場	<p>[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度]</p> <p>計画地は有明テニスの森公園内であり、園路を形成する植栽樹の一部は改変されるが、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。また、伐採エリアの中にある大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。芝生広場は、移植・伐採後に約 7,000m<sup>2</sup>の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画としている。また、園内はオープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の開けた樹木管理を行う計画としている。これにより、計画地内に縁ある歩行者空間を整備するとともに、園路を活用した有明北地区の歩行者ネットワークを形成する計画としており、散策等の新たな自然との触れ合い活動の場として活用されると考える。</p> <p>計画地周辺の公園や遊歩道は、事業の実施により改変されることはない、自然との触れ合い活動の場は維持される。</p> <p>以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標(自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況)は満足するものと考える。</p> <p>[自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度]</p> <p>開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されており、自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。</p> <p>事業の実施により、園内はオープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の開けた樹木管理を行う計画としており、計画地内に縁ある歩行者空間を整備するとともに、園路を活用した有明北地区の歩行者ネットワークを形成する計画であり、自然との触れ合い活動は促進されるものと考える。</p> <p>以上のことから、周辺地域における現況の自然との触れ合い活動は充実し、かつ、事業の実施により自然との触れ合い活動が促進されることから、評価の指標(自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況)を満足するものと考える。</p> <p>[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度]</p> <p>開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しないと考える。</p> <p>以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの現状の利用経路は維持され、評価の指標(自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況)を満足するものと考える。</p>
8. 歩行者空間の快適性	<p>[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度]</p> <p>公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、既に歩道上の街路樹により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同等と考える。</p> <p>以上のことから、現況の緑量は維持され、評価の指標(現況の緑量)を満足するものと考える。</p> <p>[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度]</p> <p>アクセス経路の街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では、最低で 28℃程度となり、暑さ指数 (WBGT) は熱中症がすべての生活活動でおこる危険性がある「厳重警戒」レベルになるとされる。</p> <p>日影のない直射日光下では、最大で 32℃となり、暑さ指数 (WBGT) は熱中症がすべての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルと現況の暑さ指数 (WBGT) と同等になるとされる。</p> <p>以上のことから、歩行者が感じる快適性の程度は現況と同程度であり、評価の指標(日常生活における熱中症予防指針による暑さ指数の現況値)を満足するものと考える。</p> <p>また、都として、アクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全を図り、都道の快適性を向上するため、大会会場周辺の既存街路樹について、樹形を大きく仕立てる剪定を計画的に実施していく計画である。その他の都道の街路樹や公園の樹木を適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するとともに、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく計画である。</p>
9. 水利用	<p>本事業は、雨水を屋根から集水し、雨水利用のための貯留槽へ貯留後、ろ過装置で夾雜物を取り除き、雑用水としてトイレ洗浄水に使用する計画としており、雨水が切れた場合は、有明水再生センターから新たに引き込む再生水を雑用水として使用する計画としている。</p> <p>また、節水の取組として、節水型大便器、トイレの擬音装置、節水型小便器、自動水栓等を設置する計画としており、より効率的な水利用が行われる計画である。</p> <p>東京都においては、「水の効率的利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築物又は開発事業に対して、トイレ洗浄水などの雑用水に、雨水及び再生水の利用を要請しており、本事業の取組みは本要綱に合致している。</p> <p>以上のことから、本事業における節水対策は、東京都の水の効率利用に係る計画等との整合が図られており、評価の指標(水の効率的利用への取組に関する東京都等の計画、目標等)は満足するものと考える。</p>

表 4.5-1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 廃棄物	<p>[施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>ア. 伐採樹木の発生量 伐採樹木について、再利用が可能なものについては、オリンピック・パラリンピック施設等での利用やチップ化によるマテリアルリサイクル等の再資源化等を検討する。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」の平成30年度の廃棄物種類別目標値（建設廃棄物全体を除く。））を満足するものと考える。</p> <p>イ. 建設発生土・建設泥土の発生量 建設発生土については、一部を現場内利用や工事間利用するとともに、受入れ機関の受入基準への適合及び建設発生土受入地等における有効利用量を確認した上で場外搬出することにより適正な廃棄物処理を行い、建設泥土については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行う計画としている。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」の平成30年度の廃棄物種類別目標値（建設廃棄物全体を除く。））を満足するものと考える。</p> <p>ウ. 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」の平成30年度の廃棄物種類別目標値（建設廃棄物全体を除く。））を満足するものと考える。</p> <p>[施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別の分別回収及び保管場所の設置を行い、東京都廃棄物条例及び江東区清掃リサイクル条例に基づき適切に処理・処分を行う計画とする。 再資源化率の向上に向けてはより一層の努力をするとともに、周辺道路近傍に約15m<sup>2</sup>のごみ置場を設置して、東京都廃棄物条例及び江東区清掃リサイクル条例に基づき適切に処理・処分を行う。 なお、分別にあたっては、江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標（既存施設における資源化率25%及び廃棄物の保管スペースの確保）を満足し、「江東区一般廃棄物処理基本計画」の目標（平成33年度：27.3%）に近くことができ、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものと考える。</p>
11. エコマテリアル	<p>建設工事にあたっては、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」や「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」等に基づき、建設資材等の環境物品等の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。</p> <p>以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標（標準的なエコマテリアルの活用水準として、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の水準）を満足するものと考える。</p>
12. 温室効果ガス	<p>計画施設における持続的稼働に伴う床面積当たりの温室効果ガス排出量は、約58kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>・年と考えられ、既存施設及び既存資料調査において確認された床面積当たりの温室効果ガス排出量（約61kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>・年）に対して約5%の削減率となる。 また、予測に反映した対策以外にも、空調換気設備・給排水衛生設備の自動制御運転の導入等により、効率的利用を行う計画である。</p> <p>以上のことから、施設等の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減が図られており、評価の指標（既存施設の温室効果ガス排出量）は満足するものと考える。</p>
13. エネルギー	<p>計画施設における持続的稼働に伴う床面積当たりのエネルギー使用量は、約950MJ/m<sup>2</sup>・年と考えられ、既存施設及び既存資料調査において確認された床面積当たりのエネルギー使用量（約1,000MJ/m<sup>2</sup>・年）に対して約5%の削減率となる。 また、予測に反映した対策以外にも、空調換気設備・給排水衛生設備の自動制御運転の導入等により、効率的利用を行う計画である。</p> <p>以上のことから、施設等の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減が図られており、評価の指標（既存施設のエネルギー使用量）は満足するものと考える。</p>

表 4.5-1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
14. 安全	<p>[危険物施設等からの安全性の確保の程度]</p> <p>計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から450m程度の距離に位置しているが、危険物施設等については、消防法等の法令等に基づき適切に維持管理が行われる。なお、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。</p> <p>また、計画建築物では、非常用発電設備の燃料として軽油を利用する計画であり、約950Lのタンクを設置するが、このタンクは発電機室内に設置するため、安全性は高いものと考えられる。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた地域防災に係る計画等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。</p> <p>[移動の安全のためのバリアフリー化の程度]</p> <p>計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリーライン）及び東京都福祉のまちづくり条例に基づき、施設内の整備を行う。</p> <p>また、都としては「2020年に向けた実行プラン」に基づき、2020年までに計画地周辺の都道のバリアフリー化が完了する計画である。</p> <p>なお、アクセスや移動、アメニティ（座席等）、表示サイン等については、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」も踏まえた整備等を行う。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。</p> <p>[電力供給の安定度]</p> <p>計画地については、クラブハウス・インドアコートにおいて異変電所からの高圧2回線受電（本線・予備電源）とする。</p> <p>クラブハウス・インドアコートは、災害時の一時滞在施設としての利用を想定し、直流電源設備や非常用発電設備を導入する他、停電時に電源供給を行う自立運転型の太陽光発電設備を設置する。</p> <p>以上のことから、評価の指標（受電設備の故障に伴う停電発生率の低減及び一般停電時の保安用電源の確保がなされていること）は満足するものと考える。</p>
15. 消防・防災	<p>[耐震性の程度]</p> <p>本事業は、構造設計指針（東京都財務局）に基づき、不特定多数の者が利用する施設であるとして、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。</p> <p>以上のことから、江東区や東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。</p> <p>[津波対策の程度]</p> <p>本事業では、設計地盤高さを防潮堤頂部の高さ（T.P.+5m）以上とすることで、高潮・津波に対する安全性は確保されている。</p> <p>以上のことから、江東区や東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。</p> <p>[防火性的程度]</p> <p>本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。</p> <p>以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考える。</p>
16. 交通渋滞	<p>周辺交通量に対して工事用車両台数が最大約230～280台/日増加するが、周辺交通量に占める工事用車両台数の割合はわずかである。</p> <p>工事用車両の走行や走行ルートの計画に際しては、交通渋滞による影響を軽減するために、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用すること、工事工程を可能な限り平準化すること、工事用車両の出入口への交通整理員を配置すること、市街地での待機や違法駐車禁止を徹底すること、今後予定される有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握すること等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行い、工事を実施することから、評価の指標（交通流の現況）は満足するものと考える。</p>

表 4.5-1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
17. 公共交通へのアクセシビリティ	<p>計画地までの主なアクセス経路として、鉄道駅から計画地までの主なアクセス経路は、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）有明テニスの森駅から都道 484 号豊洲有明線を南下する経路、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）有明駅から都道 484 号豊洲有明線を北上する経路、東京臨海高速鉄道（りんかい線）国際展示場駅からコロシアムブリッジを利用する経路がある。</p> <p>バス停から計画地までの主なアクセス経路は、有明コロシアムバス停、有明バス停、有明テニスの森バス停、有明一丁目バス停及び有明クリーンセンターバス停から直接アクセスする経路がある。</p> <p>鉄道駅及びバス停から計画地までのアクセス経路は、一部において工事用車両の走行ルートと重なるが、縁石や横断防止柵等により歩道と車道が分離されている。また、工事用車両の走行ルートを横断する箇所については信号機や横断歩道が整備されているほか、道路構造や歩道橋によって立体的に歩道と車道が分離されている。</p> <p>また、計画地内北西側に位置する練習用コートは、工事が始まても一定期間は供用を続ける計画である。この練習用コートへのアクセス経路のうち、国際展示場駅から園内通路を利用する経路は、工事の実施に伴い使用できなくなるが、一般国道 357 号（湾岸道路）及び都道 484 号豊洲有明線にてアクセスが可能である。なお、この経路は工事用車両の走行ルートと重なるが、マウントアップや横断防止柵等により歩道と車道が分離されている。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たっては、国際展示場駅から練習用コートへアクセスする経路の代替路を設置するため、アクセスの所要時間は増加するもののその程度はわずかである。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはない。また、工事の実施に伴い、国際展示場駅から練習用コートへのアクセス経路は代替路を設置することから、計画地へのアクセスの所要時間に著しい変化は生じない。</p> <p>以上のことから、工事の実施及び工事用車両の走行に伴うアクセシビリティの変化は小さく、評価の指標（アクセシビリティが確保されていること）は満足するものと考える。</p>
18. 交通安全	<p>工事用車両の走行ルートは、ほとんどがマウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されている。計画地北側の特別区道 江 615 号及び計画地東側の都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）において工事用車両の走行ルートと通学路が重なるが、特別区道 江 615 号においては縁石と横断防止柵が設置されており、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）においてはマウントアップと横断防止柵が設置されている。また、計画地北側の有明コロシアム東交差点において、工事用車両の走行ルートと通学路が交差するが、歩行者用の信号と横断歩道が整備されている。</p> <p>また、計画地内北西側に位置する練習用コートは、工事が始まても一定期間は供用を続ける計画である。</p> <p>工事用車両の走行にあたっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。特に通学路に指定されている計画地北側の特別区道 江 615 号においては、安全走行を徹底し、児童の登下校に配慮する。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。また、工事を行う際には工事エリア周辺に仮囲いを設置し、計画地内北西側の練習用コートの利用および利用者の交通安全に配慮する。</p> <p>以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標（歩車動線分離の現況）は満足するものと考える。</p>



本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平成24閏公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（28都市基交第100号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

---

平成 29 年 4 月発行

登録番号 (27) 38

## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

### 実施段階環境影響評価書案

#### 概要版

(有明テニスの森)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局  
大会施設部調整課  
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
電話 03(5320)7737

---

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

